## 法人県民税法人税割の超過課税について

本県では、商工業の振興、社会福祉の充実・次世代育成の支援及び教育・文化の振興を目的として、下記要件に該当する法人については、法人県民税法人税割の税率を 1.8%とする超過課税を実施しています。

この適用期間については、令和4年1月31日までに終了する各事業年度分としていたところですが、引き続きこれらの目的のため、今般、**令和9年1月31日まで**に終了する各事業年度分まで延長しました。

貴社が下記要件に該当する場合には、1.8%の税率が適用となりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

## 超過課税の概要

要件(変更なし)	次のいずれかに該当する法人 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人若しく は資本金の額又は出資金の額を有しない法人又は福島県 税条例第23条第6項において法人とみなされるもので あって、かつ、課税標準となる法人税額が年1千万円を 超える法人
税率(変更なし)	1. 8%
適用期間	令和9年1月31日までに終了する各事業年度分

<sup>※</sup>要件に該当しない場合は、標準税率(1.0%)が適用されます。